

森林整備センター造林地管理委託提案事業審査要領

森林整備センター造林地管理委託提案事業に関する審査基準を次のとおり定める。

- 1 審査の対象となる事業者
公社営林委託提案事業実施要領第5の資格要件を満たす事業者とする。
- 2 審査の項目及び点数
別表1の審査基準の内、土地所有者の承諾を除く5項目
 - (1) 技術者・作業者の配置計画及び機械配置 (30点)
 - (2) 事業計画及び安全管理 (40点)
 - (3) 事業実施金額の評価 (30点)
- 3 審査委員会
 - (1) 審査委員の構成は、事業課及び総務企画課の役職者3名以上で審査を行う。
なお、必要に応じて、理事長が指名する者を参加させることができる。
 - (2) 審査委員会が必要と判断した場合は、事業者から提出された実施計画書及び見積金額に基づきヒアリングを行う。
- 4 審査の方法
 - (1) 審査委員会では、事業者から提出された実施計画書及び見積金額の審査を行う。
 - (2) 審査は、別表1の審査基準に基づいて審査する。
 - (3) 審査の結果、応募件数が1件のみの場合は、評定点数が60点以上であれば、候補者とする。応募件数が2件以上で、評定点数が60点以上で同点の場合は見積額が有利な者から順に候補者と次点者を選定する。
 - (4) 応募件数が2件以上の場合であっても次点者の評定点数が60点未満であれば、次点者は該当なしとする。
 - (5) 審査の結果、最高点の者が60点に満たない場合は、審査委員会で対応を検討する。

この要領は、令和3年6月17日から施行する。

別表 1

1 審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
技術者・作業者の配置計画及び機械配置	ア 事業実施に対する適切な人員配置 イ 安定的な雇用に対する評価 ウ 本事業に必要な機械設備の状況の評価	
事業計画及び安全管理	ア 事業計画の評価 イ 安全管理の評価	
事業実施金額の評価	ア 事業費の適正な積算	